



# 大津市公報

平成 30 年 3 月 31 日  
号 外 (第 18 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 17 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 18 大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則..... 2

## 規 則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成30年3月31日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第17号

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和54年規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

#### 別表第1(第5条の2関係)

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,748円	13,284円
20歳以上25歳未満	5,377円	13,284円
25歳以上30歳未満	5,967円	14,255円
30歳以上35歳未満	6,304円	17,353円
35歳以上40歳未満	6,673円	19,286円
40歳以上45歳未満	6,926円	21,393円
45歳以上50歳未満	7,020円	23,905円
50歳以上55歳未満	6,812円	25,257円
55歳以上60歳未満	6,313円	24,859円
60歳以上65歳未満	5,142円	19,726円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,291円
70歳以上	3,930円	13,284円

### 附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに休業補償(以下「年金たる補償等」という。)について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償等については、なお従前の例による。

-----

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月31日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第18号

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則(平成18年規則第135号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「105,130円」を「105,290円」に、「57,110円」を「57,190円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,570円」を「52,650円」に、「28,560円」を「28,600円」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の本則の表の規定は、平成30年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。